別表六の二（五）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の９第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「試験研究費割合の計算」の各欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次号及び第４号において同じ。）が平成29年４月１日から平成33年３月31日までの間に開始する各連結事業年度である場合（別表六の二（八）「10」の欄に金額の記載がある場合を除く。）にのみ記載すること。

3　「税　額　控　除　割　合　⑿、⑿又は⑸）＋（（⑿、⑿又は⑸）×⑯）（小数点以下３位未満切捨て）（0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14）」　⑰　の欄は、連結親法人事業年度が平成31年４月１日から平成33年３月31日までの間に開始する各連結事業年度にあつては「0.1又は」を消し、連結親法人事業年度が同年４月１日以後に開始する各連結事業年度にあつては「又は0.14」を消すこと。

4　「当　期　税　額　基　準　額　⑲×（（0.25又は0.4）＋⑳）」　㉑　の欄は、その適用を受ける連結法人（その連結親法人が当該連結事業年度終了の時において法第66条第６項第２号若しくは第３号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するもの、法第４条の７（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人又は株式移転完全親法人である場合における当該連結法人を除く。）が当該連結事業年度（連結親法人事業年度が平成31年４月１日以後に開始するものに限る。）において租税特別措置法第68条の９第２項各号に掲げる要件を満たす場合には「0.25又は」を消し、その他の場合には「又は0.4」を消すこと。